

男女共同参画に関する社会情勢や政策動向の整理

1 社会情勢

(1) SDGs（持続可能な開発目標）の採択（平成 27 年）

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す 17 の国際目標です。男女共同参画に関する目標としては、「目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が掲げられており、女性に対する差別や暴力の排除、あらゆるレベルにおける女性の参画やリーダーシップの機会の確保などが示されています。国では、平成 28 年に SDGs 実施方針を定め、地方自治体に対して、各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては、SDGs の要素を最大限反映することを奨励しています。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

2020 年新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済に大きな影響を及ぼしています。就業者数が大幅に減少しており、特に非正規雇用労働者を中心とした女性の雇用への影響が大きく、ひとり親世帯などの経済的困窮の深刻化が懸念されています。また、内閣府の「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」で示された資料によると、生活不安、ストレスなどの高まりから、DV や自殺者の増加も顕著となっており、DV の相談件数については、前年比 1.5 倍の増加で推移しています。

一方、テレワーク等の実施により、新しい働き方への見直しが進められ、男性の家事・育児への参加の増加が期待されています。

2 国の政策動向

(1) 改正育児・介護休業法の施行（平成 29 年）

平成 29 年 1 月 1 日及び 10 月 1 日に、改正育児・介護休業法が施行され、介護休業の分割取得や有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和、育児休業取得期間の延長、育児目的休暇制度の努力義務創設などが定められています。

また、令和元年 12 月には、改正育児・介護休業法施行規則及び改正指針が公布され、これにより令和 3 年 1 月 1 日から、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

(2) 性犯罪に関する刑法の改正（平成 29 年）

平成 29 年 6 月に性犯罪に関する改正刑法が国会で可決・成立しました。110 年ぶりの大幅改正となります。改正により名称が「強姦罪」から「強制性交等罪」に変更され、これまで女性に限っていましたが、性別が問われないことになりました。また、法定刑の下限を 3 年から 5 年に引き上げたほか、被害者の告訴がなくても起訴することが可能となりました。さらに、18 歳未満の人に対して、親などの監督・保護する立場の人がわいせつな行為をした場合、暴行や脅迫がなくても処罰されることとなりました。令和 2 年 3 月には、法務省は、改正刑法施行から 3 年の実態を調査した報告書を公表しました。また、有識者による検討会を設置し、強制性交等の罪の対象となる行為の範囲や法定刑の在り方などについて、議論が行われています。

(3) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行（平成 30 年）

平成 30 年 5 月、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公布・施行されました。国会と地方議会のいずれにおいても、女性議員が少ない状況であるため、選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われることや男女がその個性と能力を十分に発揮できること、家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることなどの基本原則が示されています。

(4) 児童虐待防止対策の強化

平成 30 年 7 月には、『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』がまとめられ、転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底や子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底などが緊急に実施する重点対策として講じることとされています。翌平成 31 年 2 月には、『「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について』として、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等の更なる対策に取り組むことが示されました。

(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の公布（令和元年）

令和元年 6 月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主について、情報公表の内容が変更されるとともに、一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務が、常時雇用する労働者が 101 人以上の事業主に拡大しました。

(6) 配偶者暴力防止法の一部改正（令和元年）

配偶者暴力防止法の一部改正を含む児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が令和元年6月に成立しました。この改正によって、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明文化されました。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

(7) 新子育て安心プランの公表（令和2年）

令和2年12月に、待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、「新子育て安心プラン」が取りまとめられました。その中で、4年間で約14万人の保育の受皿を整備するほか、「1. 地域の特性に応じた支援」、「2. 魅力向上を通じた保育士の確保」、「3. 地域のあらゆる子育て資源の活用」を柱として、各種取組を推進するとしています。

(8) 職場におけるハラスメント防止対策の強化

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメントの防止措置が義務付けられています。また、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が改正され、令和2年6月1日から、職場におけるハラスメント対策が強化されました。令和2年1月に告示された「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」では、SOGIハラとアウティングもパワーハラスメントとなり、防止対策を講ずることが企業に義務付けられています。

パワーハラスメントについては、①優越的な関係を背景とした、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、③就業環境を害することと定義し、パワーハラスメント防止のために、事業主に対して相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けています。

また、セクシュアル・ハラスメントについては、セクシュアル・ハラスメント等に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化や事業主に相談した労働者に対する不利益扱いの禁止などが定められています。

注) SOGIハラ…性的指向と性自認に関することで不当な差別や嫌がらせを受けること。

アウティング…性的指向と性自認に関する情報を本人の了解を得ずに第三者に言いふらすこと。

(9) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年）

令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(以下「第5次計画」とする。)が閣議決定されました。第5次計画では、目指すべき社会として以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成を促進していくとしています。その上で、これからの男女共同参画に係る課題を「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」としています。また、取組が進まない場合は、個人と社会全体にとって重大な懸念すべき状態が生じかねないとし、今が、国民一人一人の幸福を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保する上での分岐点であるとの認識の下、男女共同参画に強力に取り組む必要があると指摘しています。そして、以下の11分野について、施策の基本的方向と具体的な取組について言及しています。

【目指すべき社会】

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

【分野】

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

3 東京都の動向

(1) 東京都男女平等参画推進総合計画の策定（平成 29 年）

平成 29 年 3 月に、東京都男女平等参画推進総合計画が策定されました。同計画は、「東京都女性活躍推進計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成し、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画として策定されました。また、同計画では、ポジティブ・アクションの促進やワーク・ライフ・バランスの実現、働く場にとどまらない活動機会の拡大、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組を中心に進めていくとしています。

(2) 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年）

平成 30 年 10 月に東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例が制定されています。同条例では、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的に制定されました。

(3) 東京都子供への虐待の防止等に関する条例（平成 31 年）

平成 31 年 4 月からは、東京都子供への虐待の防止等に関する条例が施行されています。同条例は、社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、その防止に関する取組を推進し、虐待から子供を断固として守ることを目指し、制定されました。

(4) 東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定（令和元年）

東京都では、令和元年 12 月に性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにした、東京都性自認及び性的指向に関する基本計画を策定しています。同計画では、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発、教育等を推進するため、「声を上げられない当事者に寄り添い、多様な性のあり方を尊重し合う風土を醸成し、オール東京で誰もが輝ける社会を実現する」という基本方針の下、必要な取組を推進していくとしています。